各都道府県ふるさと納税担当課 各都道府県ふるさと納税市区町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

令和6年能登半島地震による被災団体における ふるさと納税ワンストップ特例に係る申告特例通知書の送付時期について

地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条の規定に基づく、総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除に係る申告特例(いわゆる「ふるさと納税ワンストップ特例」)について、寄附者が寄附先の地方団体に対し、令和5年中に行った寄附に係る「申告特例の求め」を行った場合、当該地方団体は、令和6年1月31日までに寄附者の住所の所在地の市町村長に対し、申告特例通知書を送付しなければならないこととされています。

今般、石川県を通じて、令和6年能登半島地震で被災した下記6団体においては、郵便の配達等が再開されていない地域があることなどから、現時点において「申告特例の求め」の受付が完了しておらず、eLTAX を通じて令和6年1月31日までに送付できる申告特例通知書が当該団体分の一部にとどまる可能性が高いとの報告がありました。

つきましては、当該6団体から、令和6年2月1日以後に申告特例通知書が追加で送付された場合、当該申告特例通知書に係る寄附についても、住所地団体におかれては、可能な限りふるさと納税ワンストップ特例の対象として取り扱い、令和6年度分の個人住民税の算定に反映いただくよう、柔軟な対応をお願いします。

また、ふるさと納税ワンストップ特例の対象として取り扱うことが困難な場合は、納税義務者に対し、所得税の還付申告等の寄附金控除を受けるために必要な手続を案内するなど丁寧に対応していただくようお願いします。

市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

記

○石川県から報告のあった6団体七尾市、輪島市、珠洲市、中能登町、穴水町、能登町

(連絡先)

自治税務局市町村税課

寄附金税制係

電話:03-5253-5669 (直通)